

周南市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を
改正する条例制定について

周南市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を
改正する条例

周南市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成15年周南市条例第229号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「通勤手当」の次に「、単身赴任手当」を加える。

第5条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条の2を次のように改める。

（地域手当）

第5条の2 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3第2項各号に掲げる地域手当の級地に在勤する職員には、地域手当を支給する。

第6条第1号中「住居」を「居住」に改め、「住宅」の次に「（貸間を含む。以下同じ。）」を、「家賃」の次に「（使用料を含む。以下同じ。）」を、「職員」の次に「（管理者が定める職員を除く。）」を加え、同条第2号及び第3号を削り、同条第1号の次に次の1号を加える。

（2） 第7条の2の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅（管理者が定める住宅を除く。）を借り受け、家賃を支払って

いるもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの

第7条第1号中「有料の道路」の次に「（以下この号において「交通機関等」という。）」を加え、「交通機関を」を「交通機関等を」に改め、同条第2号中「規則で」を「管理者が」に改める。

第7条の次に次の1条を加える。

（単身赴任手当）

第7条の2 単身赴任手当は、公署を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、前項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

第13条中「休日」を「週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）又は休日（次項において「週休日等」という。））」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する場合のほか、管理職手当を支給される職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合に、管理職員特別勤務手当を支給する。

第17条中「一般職の職員の給与に関する条例」を「周南市一般職の職員の給与に関する条例」に改める。

第22条第1項及び第3項中「第6条」の次に「、第7条の2」を加え、同条第4項中「、第6条」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第6条第1号の改正規定、同条第2号及び第3号を削る改正規定、第7条第2号の改正規定及び第17条の改正規定は、公布の日から施行する。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 2 令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から令和8年3月31日までの間、この条例による改正後の周南市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（以下「新給与条例」という。）第5条第2項の規定にかかわらず、給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以下であるものについては、配偶者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(令和9年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)

- 3 施行日から令和9年3月31日までの間、新給与条例第5条の2の規定にかかわらず、一般職の職員の給与に関する法律第11条の3第2項各号に掲げる地域手当の級地に在勤する職員以外の職員に対し、地域手当を支給する。

(単身赴任手当に関する経過措置)

- 4 第7条の2第2項の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(参 考)

周南市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(給与の種類) 第2条 (略) 2 (略) 3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。 (扶養手当) 第5条 (略) 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 <u>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u> <u>(2)～(5)</u> (略) <u>(地域手当)</u> <u>第5条の2 職員には、地域手当を支給する。</u> (住居手当)	(給与の種類) 第2条 (略) 2 (略) 3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、<u>単身赴任手当</u>、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。 (扶養手当) 第5条 (略) 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 <u>(1)～(4)</u> (略) <u>(地域手当)</u> <u>第5条の2 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3第2項各号に掲げる地域手当の級地に在勤する職員には、地域手当を支給する。</u> (住居手当)

現行	改正案
第 6 条 住居手当は、次に掲げる職員に対して支給する。 (1) 自ら<u>住居</u>するため住宅を借り受け、家賃を支払っている職員 (2) <u>自ら住居するため住宅を所有している職員</u> (3) <u>前 2 号に掲げる職員以外の職員</u> (通勤手当) 第 7 条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。 (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路を利用し、かつ、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（<u>交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるものを除く。</u>） (2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で別に<u>規則</u>で定めるもの（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（前号の規定に該当する職員及び自転車等	第 6 条 住居手当は、次に掲げる職員に対して支給する。 (1) 自ら<u>居住</u>するため住宅（<u>貸間を含む。以下同じ。</u>）を借り受け、家賃（<u>使用料を含む。以下同じ。</u>）を支払っている職員（<u>管理者が定める職員を除く。</u>） (2) <u>第 7 条の 2 の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅（管理者が定める住宅を除く。）を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの</u> (通勤手当) 第 7 条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。 (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（<u>以下この号において「交通機関等」という。</u>）を利用し、かつ、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（<u>交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるものを除く。</u>） (2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で別に<u>管理者が定めるもの（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（前号の規定に該当する職員及び自転車</u>

現行	改正案
を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満である職員を除く。） (３) (略)	等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満である職員を除く。） (３) (略) <u>(単身赴任手当)</u> <u>第７条の２ 単身赴任手当は、公署を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。</u> <u>２ 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、前項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</u>

現行	改正案
(管理職員特別勤務手当) 第13条 管理職員特別勤務手当は、第4条の規定に基づき管理職手当を支給される職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により<u>休日</u>において<u>勤務した</u>場合に支給する。 (支給額等決定の基準) 第17条 職員の給与額は、第3条から第6条まで、第9条から第15条までに規定するものについては、<u>一般職の職員の給与に関する条例</u>(平成15年周南市条例第44号)を、第16条に規定する退職手当については、周南市職員退職手当支給条例(平成15年周南市条例第49号)に規定する給与額を基準とし、企業の特異性及び実態を考慮して定めるものとする。 (特定職員についての適用除外) 第22条 第4条、第5条、第6条、第8条、第13条、第13条の2及び第16条の規定は、地公法第22条の2第1項第1号に掲げる職員には適用しない。	(管理職員特別勤務手当) 第13条 管理職員特別勤務手当は、第4条の規定に基づき管理職手当を支給される職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により<u>週休日</u>(勤務時間を割り振らない日をいう。)又は休日(次項において「週休日等」という。)において<u>勤務をした</u>場合に支給する。 <u>2 前項に規定する場合のほか、管理職手当を支給される職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合に、管理職員特別勤務手当を支給する。</u> (支給額等決定の基準) 第17条 職員の給与額は、第3条から第6条まで、第9条から第15条までに規定するものについては、<u>周南市一般職の職員の給与に関する条例</u>(平成15年周南市条例第44号)を、第16条に規定する退職手当については、周南市職員退職手当支給条例(平成15年周南市条例第49号)に規定する給与額を基準とし、企業の特異性及び実態を考慮して定めるものとする。 (特定職員についての適用除外) 第22条 第4条、第5条、第6条、<u>第7条の2</u>、第8条、第13条、第13条の2及び第16条の規定は、地公法第22条の2第1項第1号に掲げる職員には適用しない。

現 行	改 正 案
2 (略)	2 (略)
3 第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 8 条、第 13 条及び第 13 条の 2 の規定は、地公法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員には 適用しない。	3 第 4 条、第 5 条、第 6 条、 <u>第 7 条の 2</u> 、第 8 条、第 13 条及 び第 13 条の 2 の規定は、地公法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲 げる職員には適用しない。
4 第 5 条、 <u>第 6 条</u> 及び第 16 条の規定は、定年前再任用短時間 勤務職員には適用しない。	4 第 5 条及び第 16 条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員 には適用しない。